



島根県報

令和3年5月31日（月）

号外第62号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

（薬事衛生課） 2

公布された条例等のあらまし

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

- (1) 様式の整備（第1号様式・第11号様式・第17号様式関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第73号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和3年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第5条第2項第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

第16条第1項第1号中「食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」を「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」に改める。

附則第2項中「ふぐ処理者名簿登録番号」を「名簿登録番号」に、「ふぐ処理者名簿登録年月日」を「名簿登録年月日」に改める。

第1号様式表面を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

（表）

指 令 第 号

営 業 許 可 証

氏 名

（法人にあつては、その名称）

年 月 日付で申請のあつた営業については、食品衛生法
（昭和22年法律第233号）第55条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

保健所長 氏 名



（島根県食肉衛生検査所長）

- 1 営業所所在地
- 2 営業所の名称、
屋号又は商号
- 3 営業の種類
- 4 営業の形態
- 5 許可の条件

(1) 許可の有効期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

(2)

「 [番号 :] を 「 [FAX 番号 :] に改め
第11号様式表面中 」 」

る。

「 [ふぐの処理を行う施設 ※ ふぐを処理する営業の場合] を
第17号様式裏面中 」

「 [ふぐの処理を行う施設] に改める。
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。